

令和6年4月8日

教育長決裁

区域外就学承認基準

学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、基準表に該当する児童生徒等の保護者から申し出がある場合、住所の存する市町村の教育委員会に協議し、承諾を得たうえで条件を付して承認する。

【条件】区域外就学に伴う、児童・生徒の通学上の安全面については、保護者が責任を持つものとし、就学希望校の学校運営に支障がないこと。

【基準表】

区分	許可要件	対象学年	許可期限	承認校	提出書類
転校延期	学年途中で市外へ転出した場合	小学校1～4年 小学校5、6年 中学校全学年	学年末まで 卒業まで 卒業まで	在籍校	区域外就学申請書
転入予定	住宅建築中や賃貸借契約済みにより浦添市内に転入予定があるが、すぐには転入できないため、転入予定地の学校へ前もって就学したい場合	全学年	転入予定月の末日まで	転入予定地の学校	区域外就学申請書 住民票謄本 建築確認申請書 売買契約書 物件引渡証明書 賃貸借契約書 誓約書